

いわゆる「ごみ屋敷」対策について

1 取組概要

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を制定し、平成28年12月1日から施行し、対策を進めています。

2 いわゆる「ごみ屋敷」の件数

	平成29年 4月1日時点	年間 新規把握件数	合計 (延べ件数)	近隣への影響 が解消した	平成30年 3月末時点
全市合計	67件	50件	117件	47件	70件

※物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、区が近隣に影響がある不良な生活環境と判定した件数。（各区の内訳は裏面に記載）

3 排出支援等の実績

条例に基づき、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができないケースについて、堆積の状態等に応じて複数回に分けて実施するなど、区と健康福祉局、資源循環局が協力して排出支援を行っています。

平成29年度は、26件で延べ34回の排出支援を行いました。

また、条例第7条第1項に基づき、健康福祉局が1件で2回の文書指導を実施しました。

4 今後の課題

いわゆる「ごみ屋敷」への対策は、排出支援による解消だけではなく、発生や再発の防止が課題となっています。課題解決に向け、地域や関係機関と連携し、早期発見や見守り等の幅広い支援を実施できるようさらに取り組む必要があると考えております。

各区の「ごみ屋敷」の件数について 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの推移

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

【本市における「ごみ屋敷」の件数】

区名	平成29年4月1日時点	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新たに把握	延べ件数	近隣への影響が解消した	平成30年3月31日時点
全市合計	67	50	117	47	70

【各区の詳細】

区名	平成29年4月1日時点	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新たに把握	延べ件数	近隣への影響が解消した	平成30年3月31日時点
鶴見	6	4	10	6	4
神奈川	3	6	9	4	5
西	5	0	5	0	5
中	16	4	20	9	11
南	5	3	8	2	6
港南	0	1	1	1	0
保土ヶ谷	3	2	5	2	3
旭	9	4	13	6	7
磯子	4	0	4	1	3
金沢	2	11	13	6	7
港北	5	3	8	3	5
緑	1	3	4	0	4
青葉	1	2	3	1	2
都筑	1	4	5	2	3
戸塚	3	2	5	2	3
栄	2	0	2	0	2
泉	1	1	2	2	0
瀬谷	0	0	0	0	0

【半期ごとの推移】

